

函館市監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定に基づき，総務部を対象として，定期監査を実施したので，その結果を同条第9項の規定により，別紙のとおり公表する。

なお，この監査については，渡辺宏身監査委員，植松直監査委員，福島恭二前監査委員および佐古一夫前監査委員が監査を行ったものである。

平成25年5月31日

函館市監査委員 渡 辺 宏 身

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 北 原 善 通

函館市監査委員 茂 木 修

## 平成24年度 定期監査結果報告書（総務部）

### 1 監査の対象部局

総務部

### 2 監査の対象

財務監査

平成24年4月1日から平成24年10月31日までに執行された収入事務，支出事務，契約事務およびこれらに関連する事務

### 3 監査の期間

平成24年12月4日から平成25年4月30日まで

### 4 監査の方法

今回の監査は，上記の事務を対象として調査事項を定め，関係法令等および予算に基づき，適正に執行されているかについて実施し，監査にあたっては，抽出により諸帳簿等の関係書類について検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

### 5 監査の結果

本件定期監査の結果は，以下のとおりである。

#### （1）全般的事項

##### ア 予算の執行について

予算の執行においては，歳入・歳出予算の執行状況を収入原簿，支出負担行為整理簿等の関係書類をもとに検査した結果，適正に執行されていた。

##### イ 現金取扱事務について

現金取扱事務においては，現金出納簿，保管金払込書，収入原簿等の関係書類をもとに検査した結果，適正に処理されていた。

##### ウ 庶務的事務について

庶務的事務においては，出勤簿，休暇承認簿，時間外勤務命令簿等の関係書類をもとに検査した結果，適正に処理されていた。

#### （2）個別的事項

##### ア 支出事務について

支出事務においては、職員研修所要経費を対象とし、支出負担行為から支出命令に至るまでの執行状況を支出負担行為伺書等の関係書類をもとに検査した結果、次のとおり改善措置を要する点が見受けられた。

(ア) 研修に係る委託業者の選定について

今年度新規に実施した研修に係る委託業者の選定において、受託者と他者から見積書および研修カリキュラム等関係書類を徴取のうえ業者選定を行ったが、その選定結果について決裁を得るべきところ、決裁を得ないで事務処理を行っていたことから、今後は適切な事務の執行を図られたい。

また、従来より継続実施している研修に係る委託業者の選定において、本市における実績および道内他都市等からの高い評価を得ていることなどの理由により、特定の業者と随意契約を行っているが、受託者以外にも実施可能な研修業務については、他者からも見積書および研修カリキュラム等関係書類を徴取し、比較検討のうえ業者選定を行われたい。

イ 契約事務について

契約事務においては、電算室運用管理委託契約を対象とし、契約から支出命令に至るまでの執行状況を契約書、支出負担行為伺書等の関係書類をもとに検査した結果、適正に執行されていた。

なお、総合行政情報システムの運用については、過去において、介護保険システムでのプログラム運用を誤る事例や市民への支払通知書等に前市長名が印字されていた事例があったところである。

今後、業務の執行にあたっては、緊張感をもって、受託者および関係部局間と連携を密にし、相互のチェック体制の強化を図るなど円滑なる業務体制の構築に努められたい。

また、当該委託業務については、平成元年の本システム導入以降、その業務の特殊性から、長年にわたり一者随契により同一業者に業務全般を委託発注しているが、公契約という性格を踏まえれば、対応可能な業務については、競争性を確保した契約方法を

検討することが必要と思料される。